

居宅介護支援重要事項説明書

(令和 7 年 8 月 1 日現在)

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 076-263-5359 ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 居宅介護支援事業所の概要

法人名 医療法人社団 博仁会

事業所名	こいけ居宅介護支援事業所
所在地	石川県金沢市大手町8-20
介護保険指定番号	1710114016 石川県
サービスを提供する地域	金沢市内(地域以外の方でもご相談ください)

職員体制

①管理者 1名 事業所を代表し、業務の総括の任に当たる。

②介護支援専門員3名 (常勤専従)

営業日及び営業時間

営業日 月曜から金曜まで

休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日、及 8 月 14 日、15 日

12月 30 日から 1 月 3 日まで

営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(営業時間外でも緊急時は 24 時間電話での対応は可能です。)

3 運営の方針

①ご利用者様が要介護状態等になった場合においても可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しておこないます。

②ご利用者様の心身の状態、そのおかれている環境等に応じて、ご利用者さまの選択に基づき適切な保険医療サービスおよび福祉サービスを多用な提供事業者との連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮して努めます。

③ご利用者様の意思及び人格を尊重し、常にご利用者様の立場で、ご利用者様に提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう公平・中立におこないます。

④介護支援専門員として質の向上を図るために積極的に研修に参加します。

⑤サービス提供にあたっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に実施します。

4 利用料金及びその他の費用

居宅介護支援に係る利用料については下記の通りとしますが、介護保険制度から全額が給付されるため、原則としてご利用者様のご負担はありません。

※ただし、ご利用者様の介護保険料の滞納などの事情により法廷受理サービスでなくなった場合には一旦費用の全額を負担していただくこととなります。

居宅介護支援(i)

居宅介護支援費(要介護1～2)	1,086 単位/月
居宅介護支援費(要介護3～5)	1,411 単位/月
初回加算	300 単位/月
入院時情報連携加算Ⅰ	250 単位/月
入院時情報連携加算Ⅱ	200 単位/月
退院・退所加算(Ⅰ)イ	450 単位/月
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	600 単位/月
退院・退所加算(Ⅱ)イ	600 単位/月
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	750 単位/月
退院・退所加算(Ⅲ)	900 単位/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位/月
ターミナルケアマネジメント加算	400 単位/月
通院時情報連携加算	50 単位/月
特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位/月
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位/月
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位/月
特定事業所加算(A)	114 単位/月
特定事業医療介護連携加算	125 単位/月

5 居宅介護支援の提供について

- ①居宅介護支援提供に先立って、介護被保険証に記載されている内容(被保険者資格、要介護認定の有無、認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者様の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ②要介護認定の更新の申請が、要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助をおこなうものとします。
- ③ご利用者様は居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者等について、

複数の事業者等の紹介を求めることができます。また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由についても説明を求めることができます。

④その他提供に当たっては(別紙1)の通りとさせていただきます。

6 サービスの終了について

①ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合、書面でお申し出下さればいつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所の都合で契約を解約する場合、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知します。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報をご利用者様に提供します。

③自動的な終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

＊ご利用者様が介護保険施設に入所された場合、ご利用者様の要介護認定区分が非該当・要支援と認定された場合、ご利用者様が亡くなられた場合。その他ご利用者様やご家族様などが当事業所の介護支援専門員に対して契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

7 虐待防止について

事業者はご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止のために、つぎに掲げるとおり必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	木村 弥生
-------------	-------

②成年後見制度の利用を支援します。

③苦情解決体制を整備しています。

④職員に対する虐待防止を啓発・普及するために研修等に参加しています。

⑤当事業所従事者または居宅サービス事業者または養護者(家族・親戚・同居者等)による虐待が疑われる場合には、速やかにこれを市町村に報告します。

8 サービス内容に関する苦情

① 当事業所お客様相談・苦情受付担当者 木村 弥生

電話 076-263-5359(こいけ居宅介護支援事業所)

苦情解決責任者 森蔭 宗聖

電話 076-263-5521(小池病院)

②当事業所以外に、金沢市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることが出来ます。

金沢市役所 介護保険課

電話 076-220-2264

9 ハラスメント対策

- ①事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- ②利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

10 事故発生時の対応

- ①ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご利用者様のご家族様等に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。
- ②サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにおこないます。

11 秘密の保持

- ①当事業所は、業務上知り得たご利用者様またはそのご家族様の秘密を厳守致します。
- ②当事業所は、介護支援専門員その他従業者であった者から、業務上知り得たご利用者様またはそのご家族様の秘密が漏れることが無いよう、管理を徹底いたします。
- ③当事業所は、サービス担当者会議、医療機関との連携等におきまして、ご利用者様の個人情報を用いる場合は、あらかじめ、ご利用者様またはそのご家族様からの同意を頂きます。(別紙2)

12 個人情報の保護

- ①ご利用者様の個人情報を含むサービス計画書、各種記録等については、関係法令およびガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとします。
- ②個人情報の取扱いに関するご利用者様からの苦情については、苦情処理体制に基づき適正かつ迅速に対応するものとします。

13 業務継続計画の策定等

- ① 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- ② 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。

- ③ 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- ④ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14 感染症の発生及びまん延防止に関する措置

- ① 感染対策委員会を開催します。
- ② 感染症及びまん延防止のための指針を作成します。
- ③ 感染症及びまん延防止のための研修を実施します。

専任担当者：木村 弥生

15 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16 医療法人社団博仁会の概要

名称・法人種別	医療法人社団博仁会
代表者役職・氏名	理事長 松田 研吾

事業所所在地	石川県金沢市大手町8-20
	電話 076-263-5359

居宅介護支援の提供にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	所在地	石川県金沢市大手町8-20
名称	医療法人社団博仁会 こいけ居宅介護支援事業所	
	管理者	木村 弥生
	説明者	氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け同意しました。

御利用者様 住所

氏名

ご利用者自身が判断を下せない状況になった場合は、私が身元引受人として判断・対応します。(契約時において判断が下せない場合、下記の方を御契約当事者様とさせていただきます。)

代理人 住所

ご利用者様との関係 () 氏名